

裁判長
認印



調 書 (決定)	
事 件 の 表 示	平成26年(才)第709号 平成26年(受)第894号
決 定 日	平成26年10月15日
裁 判 所	最高裁判所第二小法廷
裁 判 長 裁 判 官 裁 判 官 裁 判 官	千 葉 勝 美 小 貫 芳 信 鬼 丸 か お る 山 本 庸 幸
当 事 者 等	上 告 人 兼 申 立 人 夫 馬 直 樹 同 訴 訟 代 理 人 弁 護 士 水 野 泰 孝 被 上 告 人 兼 相 手 方 逗 子 市 同 代 表 者 市 長 平 井 竜 一 被 上 告 人 兼 相 手 方 君 島 雄 一 郎
原 判 決 の 表 示	東京高等裁判所平成25年(ネ)第4306号(平成25年12月25日判決)
裁判官全員一致の意見で、別紙のとおり決定。 平成26年10月15日 最高裁判所第二小法廷 裁判所書記官 丸 山 英 之 (印)	

(別紙)

第1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 本件を上告審として受理しない。
- 3 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

第2 理由

1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、違憲をいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。